

〔論説〕

満族法文化活態研究

赫 然*
李 暢**
鄭 路 訳***

中国においては、少数民族の法文化が法社会学の研究にとって重要な一部分である。少数民族の慣習法は、中国の慣習法体系において内容がもっとも豊富であり、影響がもっとも広いものであり、今の少数民族の地域及びそこで生活を営む少数民族にとって重要な影響力を持っている。満族の法文化は多元的な中華文明の中で重要な一元である。歴史上、満族及びその祖先は渤海、金、清などの政権を樹立したことがあり、中国の北方民族ないし中華民族全体の歴史に深い影響を与えたので、その慣習法と成文法も中華法系の形成と発展に深い影響を与えていたのである。現に、満族は中国において人口数が二番目に多い少数民族であり¹⁾、従来の伝統的な八旗制度や氏族穆坤制度などはすでに廃止されたにもかかわらず、満族の法文化は慣習法のレベルにおいて満族の人々の生活——特に中国の東北地域における満族人が集まる集落において——を支配している。したがって、満族法文化の系譜、内容、特徴、機能及びその存在の現実を研究することは、満族の法文化が中国法系における具体的な地位と機能を認識することにとって重要な意義があると思われる。そして、現在の満族の法文化についての研究は、民族法や慣習法と国家の成文法との関係を検討することによって現実的な価値があると思われる。

一、満族法文化の活態的解析

法文化の内包は文化に由来するのである。文化の概念が多様多岐であるがゆえに、法文化の概念についての認識も区々である。法学研究の角度から見れば、論者の必要に応じて異なる定義を用いても良いが、まずその内包を明確にして、認識上の混乱を避ける必要がある。私見によれば、法律文化を法律現象とその過程の総括として認識することができる。つまり、「法律文化は、法律意識、法律規範、法律施設、法律技術などに関する一連の法律理論、及びその実践の成果に対す

編集部注* 赫然、長春理工大学法学院長、教授、法学博士

** 李暢、長春理工大学法学院専任講師、法学博士

*** 鄭路、長春理工大学法学院専任講師。本稿は2013年11月28日に開催された法学研究所第46回公開講座「中国における法・社会・文化」の報告原稿を元に加筆翻訳したものである。なお、本稿は中国教育部2012年人文社会科学研究計画基金プロジェクトである「法社会学視野下の満族活態文化調査研究」(12YJA850007)の段階的成果であることを記したい。

1) 2000年に行われた第五回国勢調査によると、満族の人口数は全国で1068.23万人であった。

る総称である²⁾。ある社会の法文化には、その社会や民族が歴史発展において貯蓄されてきた法律知恵、知識、経験などの精神的文化遺産または法律伝統が含まれている。

「従来の古典的な社会学理論によれば、今日のわれわれの生活態様はわれわれの祖先の歴史から由来しているものであり、時間的には両者の間に因果関係または論理的な必然性があると思われる。われわれは祖先たちにより構築された物語の現在を生きているに過ぎないのであろう³⁾」。そこで、法文化は現在を生きているので、何らかの様態で人々の意識(行為)、または社会を通じて現れる。多元的な文化を持っている現代社会では、種々の文化はさまざまな独特の様態により総合的に構成された複合体であり、さらに、外来のものであろうと本土のものであろうと、種々の文化は自分の文化モデルに従いそれを改造して、吸収しようとする⁴⁾ので、ここでは、われわれは「活態」の概念を導入しこの現象を説明することにする。『現代漢語詞典』によれば、「活態」とは、「社会体系が開放的なものであり、その内部が外部と物質、エネルギー、情報を頻繁に交換して、それ自体の新陳代謝を維持するものである」。法文化に関する研究の角度から見れば、活態は開放的な社会体系において「物質文化」と「非物質文化」とが継承され改造され、社会発展の様態に適合するものにならしめる状態である、と定義したい。

満族法文化の活態は、ひとつの民族としての満族の法的価値観及び法律伝統が、現在の社会におけるあり方であり、そして、満族の法的価値観と法律伝統が開放的なものであり、絶えずに社会発展の様態に適合するものとして継承され、改造された動態のあり方である。

まず、満族法文化活態研究は、現在の中国の農村と都市で生活している満族家族と社団を対象とするのである。たとえば、関姓家族、楊姓家族、満族モンゴル族学習委員会などはその例である。満族の各種の制度の法文化的特徴及び関係を考察し、その実際の機能と価値を分析する。

そして、満族法文化活態に対する研究は、満族の現在の状態に対するアプローチでありながら、満族が民族としての将来の発展の規律と可能性をも視野に入れる。

さらに、満族法文化の活態は現在の中国において異なる形態として現れているので、それに対する類型的な分析が必要である。それを通じて、満族の宗教、説部、組織形態、家庭のルール、相続制度などの類型を得られると思われる。

二、満族法文化活態の表現

すべての文化が社会伝統の特性を持っている。時代の変遷や、社会生産力の向上は文化に重大な変化をもたらすのである。満族の法文化も、満族の歴史進展に伴い沈殿したり変遷したりして、今でも満族人民の生活に残されて、機能しているのである。長春理工大学法学院の「満族法文化の淵源及び活態表現に対する調査と研究」という研究チームの調査によると、宗教、説部、組織

2) 赫然「法文化一般理論探析」『長白学刊』2007年6期、81頁。

3) 魏治勳「市民社会情境与民間法話語」『民間法』(第二卷)山東人民出版社2003、6頁。

4) (米) クローバー (A.L.Kroeber)「一個美国人類学家看歴史」序『満族文化模式』遼寧民族出版社2005

形態、家庭のルール及び相続制度は、もっとも代表的な現在の満族活態である。

(一) 満族の宗教信仰

宗教と法律制度とは社会の重要な規範として密接した関係にある。法律制度と宗教と共に儀式、伝統、権威及び普遍性の特徴を持っている。人間の法律感情は宗教の教義により養成されて、宗教の内容には常に法律の要素をもっている。考古学の研究成果によると、満族人の原始的な宗教はシャーマニズムであると一般的に言われる。シャーマニズムは原始社会での人間が魂に関する認識から源を発するといわれて、原生宗教のひとつとして、中国の東北地域、内モンゴルなど以外に、ロシアのシベリアやカナダやアメリカにも広がっている。満族のシャーマニズムには自然崇拜、トーテム崇拜及び祖先崇拜の内容が含まれている。したがって、満族のシャーマニズムにおいて自然の神様、動物の神様及び英雄祖先の神様などの三つの種類の神様が祭られているのである。その教義は文字で記載されておらず、口述により伝承されている。そして、シャーマニズムは満族人の生活にとって多大な機能を果たしている。日常生活、紛争解決、戦などがすべてシャーマンにより決められている。シャーマンの神力、満族人の許諾などには濃厚な宗教的な特徴を持っていると思われる。

今日の満族の集落においては、なおシャーマニズムを信仰しているし、従来の厳かに盛大な儀式を承継したのである。たとえば黒竜江の北方での原住民としての徐姓家族は、最初には200以上の神様を祭っていたが、黒竜江の西岸に遷居した後は、農業、牧畜業の繁栄に伴い、また200以上の神様が増えたといわれる。祭りが行われる際には、500以上の神様が祭られるようになった。シャーマンが神様を祭る「排神儀式」を行うときには、北斗七星の前に土下座して神様たちを一人ひとり招待する形となった。多数の神様が「万物有霊」の宗教観念の現れであり、満族人が「霊」に基づき物事を解釈して、自身の行為を規律して、災いに対する合理的な認識を求めているのである。神様の意思が最高の裁判者であり、シャーマンによる裁判の説得力の根源である。したがって、満族人は予測できない生存の危機から逃れるために、自身の意思と生存している自然環境との融合を求めているのである。最終的には、宗教価値が満族の法文化の理念に浸透して、満族人が自覚的にこのような宗教化された法文化の価値を守っているのである。満族がひとつの民族としては、共同体としての価値基礎を持っているので、順調な社会進化にとって前提を提供したが、社会がある程度までに発展してきたときに、満族人の共同体に関する認識が価値機能の体現である。

(二) 満族の法文化担体——「説部」

満族の民間説部は、長い歴史を持つ民間の「講古」に由来するものである。「講古」は満族語で「ウルベン」と呼ばれて、物語や伝説の意味であり、満族、特に自分の家族に関する歴史上の出来事を記述するものである。満族人が北京に入る前に(つまり1644年以前)、満族が文字で本民族の歴史を記録する習慣がほとんどないので、集落の酋長やシャーマンの口述を通じて、歴史を記録したり子孫を教育したりするしかできない。「講古」は庶民の生活に近い物語の形で、祖先を追懐

したり子供を教育したりして、民族または家族の向心力を強めるものである。そこで、「講古」はすでに単純なエンターテインメントを越えて、民族教育、英雄主義教育及び歴史文化教育に関する重要な手段となったのである。今は満族の「説部」がすでに満族文化の研究者により整理されて、文字化されたのである。現に『満族口頭遺産伝説部叢書』第1シリーズ（計11部10巻）がすでに出版された。そして第2シリーズ（計14部470万字）もまもなく出版するところである。第3シリーズの出版も検討中で、およそ400～500万字ぐらいがあるといわれる。法文化の見地から見れば、満族の「説部」の伝承は独特の変遷をしてきたのである。つまり、口述から文字による記録へ、氏族の秘伝から共同地域における広範の伝承へ、満族語だけの演出から満族語と漢族語とが混同した演説の形になったので、たくさんの氏族間での共有を実現したのである。

満族の「説部」には、満族の法文化に関する内容がたくさん記載されている。たとえば、「烏布西奔ママ」にあったグデハンの審判に関する記載では、

「グデハン、ハハジ、タンジゲソンレレーグデハンの小僧よ、お前はよく聞け！われはネネの神フロンタンジュジママ、タジウリ星神のお諭しによってお前を忠告する、一グデハンは跪き、泣き始める。一族の人たちは皆泣きながら、神のお諭しを聞き入る。烏布西奔は皮の太鼓を敲き、グデハンに火の壇上に入るように命じ、グデハンに神に憑かれたように、恐怖せず、「皆の神や、ご先祖や、われの忠誠心を見よ」と歌いながら、前へ進んだ。一われは神だ、是非を分かり、公平を分かり、一寸たる間違いもせずに、ウレレー烏布西奔は手話を使い、使いの女シャーマンたちは大きい声で神のお諭しを伝えた「烏布西奔のシャーマンはもう神にお尋ねした、グデハンに満族のすばらしい子孫だ。」一族の人たちはみな「よい！」と答えた⁵⁾。」

上記、グデハンの審判過程から満族宗教法律文化の痕跡がはっきりと見られる。即ち、満族の「説部」には豊富な満族法文化が含まれ且つこの種の法文化は満族「説部」という形で受け継がれて満族人の心理と行為に影響している。

（三） 満族の組織形態

組織とは、二つ或いはそれ以上の個人が共同目標を実現させるために結成した有機体である。一般的に、目標、有機構成、人の群れなどの要素が含まれる。民族は本質的に血縁と地域などの自然連携に基づいて形成した人類の群集性と組織性関係を持つ基本単位である。民族の形態、規模および各民族間の関係はすべて内在的に人類の群集性と組織性関係に決められている。

満族人の源は「旗人」だったため、組織の役割を最も重視し、規律意識が強かった。満族は中国各地に散在しているが、組織を重視する意識が未だに健在している。目下、中国全土の各地にたくさん違った形式の満族組織が存在し、例えば、「穆坤」（ムーコン）制度、民間協会、満族文化を担体にする文化会社と経済団体などがある。「穆坤」（ムーコン）制度を例にとって見ると、それは家族を単位とする親族組織である。「穆坤」（ムーコン）は一族の長として一族の公共事務である祖先を祭ることや家系図を作る事などを取り仕切っている。「穆坤」（ムーコン）は一族の

5) 魯連坤 語り、富育光 注釈『烏布西奔ママ』、吉林人民出版社2007、62頁。

民主推薦から誕生するが、義務として一族の内部事務を担当し、一般的には威信のある長老がそれに当たっている。そのほか、一族には「シャーマン」や「鍋頭」などいろいろな役割を果たす人がいる。これは「族」としての組織体の存在を示すものである。

現代また民族連合体で存在する委員会がある。そのうち、成都市満蒙学習委員会が最も典型的な例である。1957年1月、満族とモンゴル族の人々を共産党の政策方針を学習させ、もっと社会主義建設に奉仕し、民族の福祉をはかるため、中国共産党成都市委統戦部と民族事務管理部門の批准により成都市満蒙学習委員会、略して「満蒙学会」が成立した。満蒙学会の下に、事務室、宣伝教育係、不動産管理係、財務係が設けられていた。その主旨は、共産党と政府指導の下で、成都市に在住する満族とモンゴル族の人々を団結させ、国を愛し、国家法令を守り、新しい社会主義民族関係の発展と増強を促進し、地元の改革開放と文化建設に貢献し、全市の満族とモンゴル族の人民に実利をもたらす。満蒙学会が成立して以来、共産党と政府の指導と支持の下で、成都市全域の満族とモンゴル族に奉仕し、たくさん有益なことを成し遂げ、民族団結事業に貢献した。例えば、共産党の政策方針の学習、都市建設と改造に積極的な支援、生産自給の展開、奨学金と助成金の設立、市民文化教育の展開、老人福祉関係の活動、歴史資料の編集など。

成都市満蒙学会は少数民族である満族とモンゴル族で構成される全国唯一の少数民族社会組織として、前述した民族関係の発展における民族社会団体の役割を研究するには重要な意味合いをもっている。少数民族団体が民族間の調和関係を促進する成功事例として、成都市満蒙学会は自身における発展と完全化するなかで、社会責任をちゃんと履行し満蒙文化の継承などに積極的な貢献をした。

本プロジェクトの研究から分かるように、満族の組織形態は現地の民族文化伝統に依存し、社会経済の発展に奉仕し、現代社会との調和と共生態勢を呈している。これもまた少数民族文化の頑丈たる生命力と適応力を存分に現している。

（四） 満族の「家の掟」

「家の掟」とは家族全員が守る行為規範と基準のことを指す。中国伝統社会では、「家の掟」は家族のみならずを論ずる行為規範であると同時に、家族事務を処理する際の準則でもある。「家の掟」は社会の安定と家族の発展に重要な役割を發揮している。「家の掟」は家族の全員に適應され、即ち同じ祖先から生まれた同じ苗字の末裔に適應され、一族に共同で守られる「法則」である。その内容は、家庭メンバーの日常行為を規範するほか、同族の家庭間に関する倫理関係にも及び、そして一族の共同事務まで管理している。

満族も苗字宗族を単位とする「家の掟」がある。それは満族人民が長い社会生活の中で形成され同姓宗族が共同で守られている行為規範である。その中身は家庭メンバーの人身と財産関係を規範するほか、冠婚葬祭のすべてに及んでいる。本プロジェクトの研究では、中国東北部における満族の集落地に「家の掟」は未だに一部の名門家族に伝承されている。大型の家族活動では長老たちによって若者に伝えられ、一族の教育と規範の役割を發揮している。例えば、遼寧省東湯河地区の「劉氏宗譜」（劉一族の「家の掟」）に記載される内容によると、民国時代に生きていた

三代目劉文双氏は東湯河劉家先祖代々のお墓を立てられた人で、劉氏料理法の創始者でもあった。彼は後世子孫に決めた「家の掟」に、「生徒を厳しく教え、一寸たるいい加減さも許さない」といった内容があった。料理のプロとしての職業特徴と厳然たる身分に相応しい内容である。四代目の劉鵬程もまた先代の教えをしっかりと受けついで上で、更に三つの内容を付け加えた。即ち、「一に、メニューの考案から実際に料理するまで、雇い主のために節約しなければならない。二に、仕事が終われば、決められた給料とチップ以外のお金や物を決して受取ってはいけない。三に、厨房を離れるとき、食材を持ち出すことを断じてしない⁶⁾。」これらの内容は「雇われ料理人」としての職業モラルを更に細分化したものである。中華人民共和国が成立後、劉一族の「家の掟」も時代に順応して変化を生じた。五代目の劉玉璽氏は後世の子孫に「今日の幸福な生活は中国共産党の指導によるもので、党の指導はよい、党の政策によって我々一族も裕福な生活になった、水を飲むとき井戸を掘った人のご恩を忘れてはいけない、ちゃんと党と国に奉仕しよう」との内容の「家の掟」を残している。この新しい内容の「家の掟」は新中国が成立後における普通の満族群衆が共産党と国に対する感謝と奉仕の気持ちを表すものである。そして、六代目の劉樹桐氏は後世の子孫に「人徳の樹立」を要求し、「徳は立身、治家、治業の元で、商業経営に当たっては信用を重んじ、商品の品質追求に努力し、消費者を騙す真似をしない」との内容を「家の掟」に盛り込んでいた。これは、改革開放以後、市場経済における誠意のある商売ごとをしようという基本要求である。

以上の事例から分かるように、満族の「家の掟」も不変不易なものではない。成文法には一定の安定性が求められているが、時代の変遷に反映且つ適応しなければならない。そもそも「家の掟」の主な役割は、一族の人身と財産関係を調整することにあり、今は「法律を守り、親孝行しよう」といった教育の意味合いがますます濃くなり、即ち「家の掟」の強制力はもう衰えていた。けれども、「諭す」機能はまだ健在で、その内容もまた社会発展に積極的に応えようとする。

（五） 満族の継承制度

継承は死者の生前財産における権利と義務の受け継ぎを指し、重要な民事法律制度である。歴史上、満族は漢民族と違った生活環境をもったため、まったく異なった継承制度が形成された。漢民族の長男継承制に対し、満族は末子継承制であった。時代の変遷に伴い、この種の習慣はもう衰えていたが、伝統が守られている満族の家庭では未だにこの習慣がある。しかも、本プロジェクトの調査では、多くの満族家庭は意識の中で出来れば「末子継承制」の方式で死後の財産を処理したいと考えている。例えば、本プロジェクトの調査対象だった関雲蛟さんの例をとってみると、関さんは男子二人と女子三人の計五人のお子さんがおり、もう78歳になったが、ずっと一番下の息子と暮らしている。自分の死後、家屋などの遺産が一番下の息子さんに継承されると関さんが言っている。また、調査で接触した多くの満族老人たちは末子継承制を念頭においていた。「(昔に) 満族人は生活苦を強いられ、子供たちが生存のため独立しなければならない。末子だけ

6) 東湯河『劉氏宗譜』より。

が幼少のため親の所に留められ共同生活をしてきた。今はみんな一人っ子だから、もうそんなことを言ってもらえない。」と老人たちが嘆いた。「一人以上の子供が居れば如何するか」との質問に対し、「やはり末子と一緒に暮らして継承をさせる」と答えている。それで分かるように、今の満族社会では、制度としての「末子継承制」がもう衰弱しているが、文化としては依然に影響力があつて、そしてすぐ消えるものではなかった。

満族の現状を考察してみて分かったことが、満族における様々な文化形式が内容から機能まで時代の成り行きに伴って変化している。その法文化伝統も社会の変化と発展に契合して新たな伝統を形成しつつある。昨今、文化多元と唱えられている中では、文化多元と法律多元を正視し、各文化自身の特徴をちゃんと見つめて、多元文化自身における優勢を発揮し、それを順じて調和のある社会秩序を実現していくべきである。

三、満族法文化の発展帰趨

法文化は長期的社会实践の中で徐々に形成されたものであつて、民族の文化伝統と民族思维モデルが沈殿した結晶であり、社会を構成するメンバー個々の血脈に浸透し、安定した心理態勢を形成している。各民族の法文化には昔から不変的なものが存在し、それは法文化の安定性を示している。同時に、各民族もまたそれ自身の法文化を絶えず修正、発展と変革している。文化変遷を引き起こす原因は、環境変化によって引き起こされた社会内部の需要、および、他の社会群れとの接触によって受けた外部影響である⁷⁾。法文化の変遷原因もまた文化の変遷原因と同様である。本質的には、法文化の発展は一種の調和であり、この種の調和は一つの民族の法文化を時代の特徴と合致させ、かつそれ自身の発展ステップと調和させた。未来において、満族法文化の発展もまたこの規律に基づいて絶えずに伝承と変遷していくものと思う。

満族法文化はその発展する過程において、清朝滅亡、民国混戦、文化大革命などの断絶期を経て、その民族特性はもう嚴重に損なわれたが、一部の独特な民族性が依然として頑丈に保存されてきた。その主な原因は満族法文化の担体にあり、これもまた多くの少数民族法文化が生き残れた共通理由でもあつた。

第一に、独特な満族法文化は慣習法にあつたこと。慣習法の生命力は制定法よりはるかに強く、政権の更迭に影響されにくい。例えば、「末子継承制」のような家の長男が独立し、末子が家を守る慣習は、狩猟生活の慣習から生まれる制度で、子供が成人になり自分の家庭を築くたびに、父親から一部の家産を譲り受け、最終的に末子が家業の継承者となつていた。

第二に、独特な満族法文化は文学作品にあつたこと。「満族説部」は満族の重要文化担体で、文学形式として現代社会においても異彩を放っている。「満族説部」に含まれている礼儀を重んじ、弱者保護、民主を崇め、先祖を畏敬など満族人の文化理念は、「説部」によって代々伝えられてきた。

7) 汪寧生『文化人類学調査』、文物出版社1996、45頁。

第三に、独特な満族法文化は道德倫理にあった。中国の伝統的民族法文化はいずれ一定的な道德志向がある。清朝の樹立によって、満族は儒教の国家思想と倫理道德思想を継承した。例え清朝が減びても一部の満族法文化は道德規範として「家の系譜」などの形で保存と発展してきた。

第四に、独特な満族法文化は「家の掟」にあったこと。満族の「家の掟」は童謡のようなものが多く、覚えやすい。その内容も親孝行などの道德教化ものが多かった。

第五に、独特な満族法文化は宗教にあったこと。満族は信仰したシャーマン教が原始宗教で、その主な形式は自然崇拜、トーテム崇拜と祖先崇拜である。シャーマン教による満族法文化への主な影響は実体価値の導入にあり、例えば順序価値、公平価値などである。

もし、過去の宗法制度下における民族の存在形態を緊密型民族体と呼ぶならば、現代社会における締りのない民族存在形態を散漫型民族体とも呼ぶことができる。緊密型民族体の形成と存在は、宗法制度を頼りにし、両者は同じ物事の両面と認識してもよからう。しかし、封建社会の解体に伴い、宗法制度は生存する土壌を失っていた。さらに、中華人民共和国が樹立して間もなく、文化大革命の嵐が吹き巻くなか、僅かに残されていた宗法文化も殆ど消滅した。改革開放後、計画出産政策の実施と都会化運動の発展に伴って、緊密型民族体もまた未曾有の大変局を迎えていた。第一、家族領袖の統治地位および宗法制度全体の衰弱。第二、大家族の解体によって慣習法が伝統文化の支えを失ったと同時に、それまで存在してきた伝統村社会の生活基礎も失っていた。中華人民共和国が成立以後、慣習法が法源として認められず、慣習法の有効範囲と役割が徐々に縮小し、民族慣習法も徐々に衰弱した。第三、宗教活動はもう集団性儀式ではなく、宗教信仰も単に個人の幸福を祈る役割しか果たせず、もう何処にも集団やコミュニティの位置がない。改革開放以後、シャーマン教も大きく変貌し、神権法思想や神明裁判などすでに人々の生活から退いて、「穆坤」(ムーゴン)の社会権威も以前のようなものではなかった。神を祭る儀式も日常生活における一種の「ショー」のようなものとなり、もはや精神的な頼るところではなくなった。現に文化的な伝承がもっと重視され、文化の特殊性を利用して、関連領域の歴史文化を開発し、民族地方の経済成長に力を入れることに躍起となっていた。

満族法文化の独特な形態があったからこそ、それに含まれた満族法文化の核たる内容が伝承と発展された。昨今の政治社会と経済条件において、緊密民族体としての満族はもう存在していない。では、満族はもう完全消滅或いは解体しているだろうか？民族を大きな歴史的範疇からみると、緊密型民族体から散漫型民族体を経て民族公民へと辿りつく。満族法文化の歴史および活態研究によって、満族は斬新な姿で出現し、この真新しい姿を、伝統的な緊密型民族体の衰弱でありながら、一種の斬新たる民族体の誕生とも言えよう。